

○東温市重度心身障害者医療費助成条例

(平成 16 年 9 月 21 日条例第 103 号)

改正 平成 18 年 9 月 27 日条例第 32 号 平成 20 年 3 月 18 日条例第 12 号
平成 20 年 12 月 16 日条例第 32 号 平成 24 年 3 月 23 日条例第 14 号
平成 24 年 6 月 26 日条例第 19 号

(目的)

第 1 条 この条例は、重度心身障害者が疾病又は負傷のため療養機関において保険給付を受けた場合において、その医療費の一部を助成することにより重度心身障害者の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に規定する身体障害者手帳(以下「身障手帳」という。)の交付を受けた者で、その身体障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号に規定する 1 級又は 2 級に該当する者
- (2) 知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条に規定する児童相談所において知的障害者と判定された者であって、「療育手帳制度について」(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通達)による療育手帳(以下「手帳」という。)の交付を受けた者で別に市長が定める者

2 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (2) 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)
- (5) 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

3 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、特別療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費をいう。

(受給資格者)

第3条 医療費の助成を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者若しくは被保険者の被扶養者であつて、本市の区域内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記録されている者(国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされた者及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者を除く。)又は国民健康保険法第116条の2の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者とされた者若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた重度心身障害者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者及び国又は地方公共団体が行う医療費の助成に関する制度により自己の負担した医療費すべてについて助成を受けることができる者を除く。

2 前項に規定するもののほか、市長が特別の事情があると認めた者
(助成)

第4条 市は、受給資格者が疾病又は負傷のため規則で定める療養機関において保険給付を受け、その費用の全部又は一部を負担した場合は、当該自己負担額(医療保険各法による療養費又は家族療養費、高額療養費又は家族高額療養費、高額介護合算高額療養費、特別療養費及び医療費等(他の制度によるものを含む。)の支給を受けるときは、その支給される額を控除した額)に相当する金額を助成するものとする。ただし、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額並びに療養介護医療及び障害児入所医療

に係る利用者負担額(市町村民税非課税世帯に属する20歳未満の者に係る利用者負担額は除く。)は除く。

- 2 前項の規定による助成の対象となる医療に要する費用の額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。
- 3 前条の規定にかかわらず対象者の療養の原因となった疾病等が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、その療養に要する費用の全部又は一部について、第三者から賠償が行われるときは、その限度において給付金を支給しないものとする。
- 4 健康保険組合等の規約による附加給付等の給付が行われるときも、前項と同様とする。

(受給資格の認定)

第5条 受給資格者は、規則の定めるところにより、あらかじめ市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

(受給者証)

第6条 市長は、受給資格者から申請があった場合には、規則で定めるところにより、重度心身障害者医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付しなければならない。

(届出義務)

第7条 受給資格者は、氏名若しくは住所を変更したとき、又は規則で定める事由が発生したときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた受給資格者があるときは、その者から当該助成を受けた金額の全部又は一部を返還を命ずることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 16 年 9 月 21 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の重信町重度心身障害者医療費助成条例(昭和 49 年重信町条例第 5 号)又は川内町重度心身障害者医療費助成条例(平成 6 年川内町条例第 14 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 18 年 9 月 27 日条例第 32 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例は、平成 18 年 10 月診療分から適用し、平成 18 年 9 月以前の診療分については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 3 月 18 日条例第 12 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例は、平成 20 年 4 月診療分から適用し、平成 20 年 3 月以前の診療分については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 12 月 16 日条例第 32 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日条例第 14 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 26 日条例第 19 号)

この条例は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。